

特休・公休又は予備??

そういえば、この前「休みの日に乗務してくれ」と言われけど、その休みはどこに行ったのかな・・・



難しくよくわからな
いけど、誰に聞いたら
もっと分かるのかな?

ある職場の交番

1 交番 26 日回り
1 交番の中に休日が 8 日
その中で、公・特・ヨは 6 日間
1 年間交番通りと考えると
365 日 ÷ 1 交番 (26 日) ÷ 14 回
で、一年間に 14 回交番を回る事になります。

14 回 × 8 日 (1 交番の中の休日数)
= 112 日
112 日が必要な休日となります。
年間休日 (109 日) との差は、たったの 3 日??

しかし会社の「公休・特休又は予備」の指定は 14 回 × 6 日で・・・年間 84 日勤務か休みか分からない日が・・・
何故・・・??

国労は、最低限の予備日の指定、1 交番一箇所を要求しています。

最低限の指定を要求

乗務員の勤務や休日については、就業規則の他に乗務割交番作成規定に基づいて指定されている事は説明しました。交番の中に公休・特休または予備という記載があります。どのような意味なのでしょう? 実際はこの指定がある日については、本人が休みだと考えていても、乗務が入る場合があります、何故なのでしょう? 会社の説明では、年間の休日数は、109 日です。公休・特休を行う路・交番通りに消化していくと年間休日数をオーバーしてしまう為に公休・特休または予備を必要として指定しているという事です。しかし、乗務員の側から見ると、自分が休みなのか仕事なのか分からないし、生活設計に弊害があるとの声が多く寄せられています。もし、その日が公休指定であれば乗務員がいない場合、公休日の乗務員に乗務してもらい代休や超勤等の割増賃金の支払いが必要になります。予備指定ならば代休・超勤は有りません。指定の仕方、割増賃金の支払いが無かったり、生活設計ができず、会社の都合のいいように乗務をさせられているではありませんか?

会社の都合のいいよ!!??



若い力

第 15 号

2014 年 11 月 15 日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東 3 丁目 9 番 3 号

ニッコーハイツ 1003 号

JR 092-2075

NTT092-483-1515